

船舶事故調査報告書

平成23年9月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲也

委員 石川 敏行

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成23年5月2日 09時00分ごろ～18時00分ごろの間）
発生場所	不明（兵庫県新温泉町居組の係留地～同町所在の浜坂港矢城ヶ鼻灯台から真方位245° 2.3海里付近の磯の間）
事故調査の経過	平成23年5月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 乗組員等に関する情報	漁船 第五 ^{てんによ} 天女丸 0.4トン HG3-50037（漁船登録番号）、個人所有 4.96m（Lr）×1.60m×0.64m、FRP ガソリン機関、漁船法馬力数30、平成10年4月8日 船長 男性 76歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年3月7日 免許証交付日 平成20年6月17日 （平成26年5月27日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	全損
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、近くの岩場でのわかめ採取のため、平成23年5月2日09時00分ごろ新温泉町居組の係留地を出港した。 船長が所属する漁業協同組合は、地元の漁業者から本船が戻って来ないとの連絡を受け、17時35分ごろ海上保安庁に通報した。 本船は、18時00分ごろ、捜索中の僚船により、係留地東方の入り江の磯に無人で乗り揚げているところを発見された。 船長は、翌3日06時00分ごろ、地元の漁業者により、本船発見場所付近の岩場で発見され、病院に搬送されたが、溺死と検案された。 本船は、悪天候のために引き下ろし作業ができず、天候が回復した1週間後、僚船によって係留地にえい航された。
気象・海象	気象（香住地域気象観測所） 5月2日 09:00 天気 晴れ、風向 北北東、風速 2.0m/s 10:00 天気 晴れ、風向 北北東、風速 3.1m/s 11:00 天気 晴れ、風向 北北東、風速 4.0m/s 12:00 天気 晴れ、風向 北、風速 3.6m/s

	<p>13:00 天気 晴れ、風向 北北西、風速 2.9m/s 14:00 天気 晴れ、風向 北、風速 3.6m/s 15:00 天気 晴れ、風向 北北東、風速 5.0m/s 16:00 天気 晴れ、風向 北東、風速 5.3m/s 17:00 天気 晴れ、風向 東北東、風速 2.2m/s 18:00 天気 晴れ、風向 北北東、風速 3.6m/s</p> <p>海象：本事故当日、午前中は^{なぎ}凪であったが、午後からうねりが発生するようになり、事故海域には白波が立っていた。</p>								
その他の事項	<p>本船は、発見時、アンカーロープが切れた状態で磯に乗り揚げており、船内には少量のわかめがあった。</p> <p>船長は、船内に救命胴衣を備え付けていたが、発見時、着用していなかった。</p> <p>船長は、以前から、救命胴衣を着用せずに本船から岩場に移ってわかめを採る姿を目撃されていた。</p> <p>船長は、本事故当時、携帯電話を所持していなかった。</p> <p>船長の健康状態は、良好であった。</p>								
分析	<table border="0"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>船長は、溺死した。</p> <p>本船は、わかめ採取のために09時00分ごろ居組の係留地を出港後、18時00分ごろ浜坂港西方の磯に乗り揚げているところを発見されたことから、この間において、船長が落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	不明	船体・機関等の関与	不明	気象・海象の関与	不明	判明した事項の解析	<p>船長は、溺死した。</p> <p>本船は、わかめ採取のために09時00分ごろ居組の係留地を出港後、18時00分ごろ浜坂港西方の磯に乗り揚げているところを発見されたことから、この間において、船長が落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
乗組員等の関与	不明								
船体・機関等の関与	不明								
気象・海象の関与	不明								
判明した事項の解析	<p>船長は、溺死した。</p> <p>本船は、わかめ採取のために09時00分ごろ居組の係留地を出港後、18時00分ごろ浜坂港西方の磯に乗り揚げているところを発見されたことから、この間において、船長が落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>								
原因	<p>本事故は、本船が係留地を出港後、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>								
参考	<p>船長の所属していた漁業協同組合は、本事故の発生を踏まえ、組合員に対して救命胴衣の着用を周知徹底することとした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止、又は被害軽減のために役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救命胴衣を着用すること ・防水型携帯電話の所持等連絡手段の確保 								